



ごみ・上下水道

▶ ごみの出し方

問 廃棄物対策課 内線(2221) / FAX 273-1924

健康で住み良い地域・暮らしを守るため物を大切に使い、ごみの少ないまちづくりをめざしています。限られた資源を生かし、豊かな環境を次代に引き継ぐため、ごみの減量化と再利用および分別への協力をお願いします。具体的には、各世帯に配布されている「ごみの出し方」パンフレットや「ごみ収集カレンダー」または、「千曲市ホームページ」をご覧ください。

収集日の確認

「ごみ収集カレンダー」で収集日の確認をしてください。

ごみの指定袋

可燃ごみ用(サイズは2種類)と不燃ごみ用の指定袋は、スーパー、コンビニエンスストア、ホームセンターなどの取扱店で購入してください。

ごみの分別

「ごみの出し方」パンフレットで収集対象品目・出し方を確認してください。

- 収集品目 / 可燃ごみ・不燃ごみ・乾電池・廃蛍光管・びん・缶・ペットボトル・紙類・古着古布・プラスチック製容器包装・庭木剪定枝・廃食用油・粗大ごみ(有料)・小型家電

生ごみ処理機の補助制度

「生ごみ堆肥化処理容器(コンポスト)」「生ごみ堆肥化処理機(電動)」ともに補助金額は購入費の2分の1以内で上限30,000円までです。

大量のごみが出たときは

引っ越しや片付けで大量のごみが出たときは、下記の施設へ運んでいただくか、専門の業者に依頼してください。

- 可燃ごみ / 長野広域連合

ちくま環境エネルギーセンター

屋代3088

☎214-9017

受付時間 / 月～金 午前8時30分～午前11時30分

午後1時～午後4時30分

土 午前8時30分～午前11時30分

※日曜・祝日・年末年始は搬入できません

処理手数料 / 10kgまで170円

以降10kgまでごとに170円加算

※指定袋に入れて搬入しても料金がかかります

- 不燃ごみ / 葛尾組合不燃ごみ処理施設

上山田3813-100

☎275-2349

受付時間 / 月～金 午前8時30分～正午

午後1時～午後4時

※土曜・日曜・祝日は搬入できません

処理手数料 / 20kgまで400円

以降10kgごとに200円加算

※指定袋に入れて搬入した場合は無料

資源の収集日に出せない方は

勤務時間の関係等で地元の収集所に資源物を出せない方を対象に、ホリデーステーション(土曜日に収集所を開設)を実施しています。

- 収集品目 / びん(透明・茶色・その他)・缶・ペットボトル・プラスチック製容器包装・紙類(新聞・雑誌・チラシ・ダンボール・紙パック・紙製容器包装)・古着古布・廃食用油・乾電池・廃蛍光管

	更埴・戸倉地域	上山田地域
収集日	毎月第2・4土曜日 (年末年始を除く)	毎週土曜日 (年末年始を除く)
時間・場所	9:00～10:00 人権ふれあいセンター 西側駐車場	13:00～14:00 西友上山田店駐車場
	9:00～10:00 ふれあい福祉センター 南側	

※分別方法は、各地区の収集所への出し方と同じです。なお、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみは出せません。
※収集場所には分別指導員がおりますので、指示に従ってください。

▶ 上水道

問 上下水道課 内線(3231) / FAX 273-1517

市内の水道

千曲市内には市で管理している市営水道と県で管理する県営水道があります。水道に関するお問い合わせ先はお住まいの地域により異なります。なお、稲荷山の元町団地の一部は市営水道となっています(一部入り組んでいます)。

	区分	給水地区
市営水道	上下水道課	八幡地区・桑原地区・稲荷山地区の一部・榊平保健休養地区
県営水道	川中島水道管理事務所	更埴地区(市営水道の給水地区を除く)
	上田水道管理事務所	戸倉地区・上山田地区

次のときには届出を

▶ 市営水道

問 上下水道料金等お客様センター ☎272-7556

- ①転入・転出などで水道の使用を始めたり、止めるとき(給水申込書・使用休止届)
- ②使用者や所有者が変わったとき(使用者など変更届)
- ③一般用から業務用などに用途変更するとき(用途変更届)

▶ 県営水道

閉開栓、料金関係の問い合わせは下記へ
更埴地区／ヴェオリア・ジェネッツ(株)川中島事務所
☎0120-971105

戸倉地区・上山田地区／
ヴェオリア・ジェネッツ(株)上田事務所
☎0120-971124

水道が故障したとき

- ①住所、氏名、故障箇所を指定工事店へ連絡して、修理をしてください。
- ②漏水箇所の応急処置は、止水栓を閉めるか漏水箇所を固くしばってください。

漏水かな?と思ったときは

水道メーターには銀色の風車のようなものがついています。蛇口をすべて閉めても、この羽が回っている場合は宅地内のどこかで漏水しています。指定工事店へ連絡して、修理をしてください。

水道管の凍結について

寒い時期になると、管が凍結したり、破裂したりすることがあります。電熱凍結防止帯などを利用して、保温管理をしてください。

道路などで漏水を発見したときは

▶ 市営水道

上下水道課上水道係までお知らせください。

▶ 県営水道

更埴地区／川中島水道管理事務所
☎284-1700
戸倉地区・上山田地区／上田水道管理事務所
☎0268-22-2110

水道配水管新設の補助

問 上下水道課 内線(3231) / FAX 273-1517

市営・県営水道の給水装置の新設にともなう配水管(内径50mm以上)を布設し、規定の要件を満たす場合に、その経費に対して補助金を交付します。

修理業者について

修理は、県営・市営水道それぞれの指定を受けた工事店に依頼してください。夜間、休日などで指定工事店に連絡が取れない場合や指定工事店にあてがない場合は、県営水道修繕センター(☎0120-813283)に相談してください。24時間、県営・市営水道の区別なく、相談員が対応します。

下水道

問 上下水道課 内線(3232・3241) / FAX 273-1517

千曲市の下水道事業は、皆様のご協力により整備がほぼ完了しました。今後はさらなる環境保全のため、下水道への接続を促進していく必要があります。下水道への接続・水洗化について不明な点がある場合は、上下水道課へお問い合わせください。

公共下水道への接続工事

供用開始になりましたら台所、お風呂、トイレなどから出る汚水を下水道に流す排水設備工事を、次の期間内にすることが法律で義務づけられています。工事は市が指定する「排水設備指定工事店」で行っていただき、費用は自己負担になります。

- くみ取りトイレをお使いの方／3年以内に接続してください。
- 浄化槽をお使いの方／すみやかに接続してください。

排水設備工事資金融資のあっせん・利子補給制度

くみ取りトイレから水洗トイレへの改造などの排水設備工事費用の融資あっせん和利子補給を行っています。

- 融資あっせん対象者／供用開始の日から3年以内に排水設備工事を行う建築物の所有者などで市税、受

益者負担金の滞納がなく償還能力がある者。

- 融資あっせん額／20万円以上80万円以下
- 融資利率／市と金融機関で定めた率
- 利子補給／貸付利率の2分の1相当額(2分の1が2%を超えるときは2%)

受益者負担金制度

下水道事業には長い年月と多額の費用がかかり、恩恵を受けるのは整備された地域の皆さんに限られてしまいます。このため、下水道により利益を受ける皆さんに建設費の一部を負担していただき、負担の公平を図る制度が受益者負担金制度です。

- 受益者負担金の額／土地の面積(m²)×700円

納入方法

- ①分割納付／5年間で20回(1年4回)の分割納付
- ②一括納付／5年分割(20回)をまとめて納付
- ③1年分一括納付／1年分割(4回)をまとめて納付

※納期前に納入すると、納期数に応じ前納報奨金が交付され、負担金から差し引かれる「前納報奨金制度」があります。

公共下水道・農業集落排水施設使用料

問 上下水道料金等お客様センター ☎272-7556

下水道が使えるようになると使用料をいただきます。使用料は下水道へ流れた汚水量を水道の使用水量などをもとにして算定します。上水道を使用している場合は上水道のメーターから、井戸水を使用している場合は個人でメーターを設置していただき、その数値から使用料を算定します。転入、転出、転居などで下水道の使用の開始、休止、変更がある場合は届出をしてください。

2か月使用料金表(消費税込)

	汚水排除量	使用量
基本使用料	20m ³ まで	3080.0円
	21m ³ ~60m ³	170.5円
	61m ³ ~100m ³	176.0円
超過使用料 (1m ³ につき)	101m ³ ~200m ³	181.5円
	201m ³ ~600m ³	187.0円
	601m ³ 以上	192.5円

合併処理浄化槽の補助

下水道事業の認可区域外、農業集落排水地域外に住宅用の合併処理浄化槽を設置した場合、補助制度があります。

	下水道等計画区域外	左記事業認可区域外
5人槽	332,000円	332,000円
7人槽	463,000円	414,000円
10人槽	700,000円	548,000円

し尿

問 千曲市清掃組合(廃棄物対策課内)
☎273-1894 / FAX 273-1924

し尿のくみ取りが必要な家庭には許可業者がくみ取りにお伺いします。

し尿汲み取りについて

くみ取りの申し込み

千曲市清掃組合(廃棄物対策課内)に「くみ取り申込書」がありますので、必要事項を記入のうえ、提出してください。くみ取りの間隔は、毎月の定期収集、2か月の定期収集、不定期(その都度電話などで申し込んでいただきます)の3種類から選んでください。

くみ取り量の確認

くみ取り量は「バキューム・メーター」で計量します。くみ取った際、「作業報告書」を各家庭に置いていきますので、確認してください。

くみ取り日の確認

定期収集で申し込みの方は、その都度依頼をする必要はありません。「暮らしのカレンダー」などでくみ取り日の目安を確認してください(業者の都合により、多少前後することがあります)。また、不定期の方、臨時で申し込みの方は、1週間程度の余裕を持って千曲市清掃組合 ☎273-1894(廃棄物対策課内)へご連絡ください。

くみ取りの際は

業者がスムーズに作業ができるように、道路から便槽までの間に支障になるものを置かないでください。便槽付近は、夏場の草刈りや積雪時の除雪をしてください。またきれいに収集するために水の入ったバケツを用意しておいてください。

料金について

くみ取り料金は120ℓまでは一律1,152円(基本料金)です。以後、10ℓごとに96円ずつ加算されます。料金は口座振替か、納入通知書による払い込みです。口座振替は、毎月月末締めで翌月20日(土・日・祝日の場合は翌営業日)の振替になります。

変更届・廃止届

住所の変更があったときや、くみ取り間隔の変更をしたいときは、「変更届」を提出してください。また、転出や浄化槽の設置、下水道接続などでくみ取りが不要になるときは「廃止届」を提出してください。

し尿汲み取り業者

地区ごとに業者が決まっています。

更埴地域

(有)瀬下衛生社/屋代・粟佐・雨宮・土口・生萱・森・倉科・寂時・杭瀬下・小島・鋳物師屋
(株)アスター/稲荷山・野高場・桑原・八幡・新田・中・桜堂・打沢

戸倉地域

(有)瀬下衛生社/上中町・中町・磯部・福井・新戸倉温泉・上町
(株)アスター/干本柳・小船山・内川・須坂・芝原・羽尾・若宮・上徳間・黒彦・今井町・柏王・戸倉温泉

上山田地域

(有)瀬下衛生社/三本木・八坂・中央・城腰・上山田温泉
(株)アスター/力石・新山・漆原

土地利用

問 都市計画課 内線(3251・3252・3253) / FAX 273-1517
建設課 内線(3212・3221・3222) / FAX 273-1517

千曲市が販売している地図

地図の種類	図面の名	都市計画基本図	都市計画図	地形図	千曲市全図	
	縮尺	1/2,500	1/20,000	1/10,000	1/25,000	1/50,000
地図1枚の代金		300円	650円	300円	250円	100円
ホームページでの公開		しています	しています	していません	していません	
窓口お問合せ先		都市計画課			総務課	

都市計画区域

都市計画区域とは、市の中心市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件や人口・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域のことをいいます。都道府県知事や国土交通大臣が指定します。

千曲市には都市計画区域に指定された場所と指定されていない場所(都市計画区域外という)があります。

用途地域

用途地域は、市街地における土地利用規制の基本となるものです。

用途地域ごとに「建築物の用途」や「建ぺい率」、「容積率」、「高さ」などに制限を加えることにより、良好な住環境の保護や、商工業の利便を図ります。

市では、次の11種類の用途地域を指定しています。

第一種低層住居専用地域	近隣商業地域
第一種中高層住居専用地域	商業地域
第二種中高層住居専用地域	準工業地域
第一種住居地域	工業地域
第二種住居地域	工業専用地域
準住居地域	

建ぺい率

建築物の建築面積の敷地面積に対する割合

容積率

建築物の延べ床面積の敷地面積に対する割合

都市計画に関する調査

土地を利用するときは、事前に以下のことを確認してください。

- ①都市計画区域の内か外か。
- ②都市計画区域内の場合は用途地域の種類。
- ③用途地域内の場合は、建物の用途により建築できない建物があります。
- ④都市計画道路などの都市計画施設の予定地に入っていないか。都市計画施設の区域内に建築物を建築しようとする場合は、市長への許可申請が必要になります(都市計画法第53条第1項)。
- ⑤近隣商業地域・商業地域内で、住宅部分などの床面積の2分の1と店舗などの床面積の合計面積が1,000㎡以上の建物を新築したり増築・改装する場合に、建物の規模に応じて必要な台数分の駐車施設を設ける必要があります(駐車場の附置義務)。
- ⑥景観計画区域・屋外広告物の表示・立地適正化計画区域の確認のほか、市道・上下水道・農地・埋蔵文化財・防災に関連する事項など

開発許可制度

一定規模以上の宅地などを開発する行為は、都市計画法に基づき事前に知事の許可が必要です。

区域	面積	区域	面積
都市計画区域内	3,000㎡以上	都市計画区域外	10,000㎡以上

なお、都市計画区域内で敷地面積が1,000㎡以上の宅地開発などをする場合は、別途、市宅地開発等指導要綱による事前協議・申請が必要となります。

景観計画に基づく行為の届出

市内を娯楽地区(景観形成重点地区に指定)とその他の地区に分け、一定規模以上の建築物・工作物の建設、土地の形質の変更などの行為をする場合は、工事に着工する30日前までに届出が必要です。

屋外広告物(看板)の表示や設置に対する許可申請

広告物の設置(表示)を希望する場所が許可地域や禁止地域である場合は、事前に申請し、知事の許可が必要です。許可期間は3年です。

立地適正化計画に関する主な届出

市は、立地適正化計画で居住誘導区域を定めています。

都市計画区域内で、居住誘導区域外の土地に住宅(アパート等を含む)の建築を目的とする開発や建築等の行為を行う場合は、工事に着手する30日前までに届出が必要です。

建物を新築・増改築するときは

問 建設課 内線(3212) / FAX 273-1517

都市計画区域内に新築または10㎡を超える増改築をするときは、工事を始める前に必ず指定確認検査機関などの審査・確認を受けなければなりません。建築確認のない場合は、違法建築になります。

敷地と道路の関係

問 建設課 内線(3212) / FAX 273-1517

建物を建てる敷地は、原則として幅4m以上の道路に2m以上接していなければなりません。1.8m以上4m未満で建築可能な道路については、道路の中心から2m後退が必要であり、後退した部分までが道路とみなされ、この部分には建物(塀や垣根も含む)を建てることはできません。建物を建てる際には、道路について建設課で確認してください。

道路および水路を使用するときは

問 建設課 内線(3221・3222) / FAX 273-1517

次のような場合は市に申請書を提出し、占用許可を受けなければなりません。場合によっては、占用料金を納めていただくことになります。

- 水道やガスの引込管、排水管を道路に埋設するとき
- 水路に橋をかけるとき など

私有地と道路・水路との境界(官民界)について

問 建設課 内線(3221・3222) / FAX 273-1517

道路(国・県を除く)および水路と個人の土地との境界で、次のことを行う場合は測量できる人(土地家屋調査士等)を代理人として選任して、市へ立会いの申し込みをしてください。市と隣接者で立会をし、境界の確認をします。

- 境界に塀・土留などを設置するとき
- 道路・水路と接する土地を造成するとき
- 家屋を新築するとき



日常生活全般

犬を飼うときは

問 環境課 内線(2201) / FAX 273-1924

犬の登録

生後91日以上経過した犬には、生涯1回の飼犬登録と、毎年1回の狂犬病予防注射を受けることが、狂犬病予防法で飼い主に義務づけられています。飼犬登録にかかる料金は登録手数料3,000円です。飼犬登録は以下の場所で申請することができます。

<飼犬登録ができる場所>

- 市内の動物病院
- 市内各地の集合注射の会場(4~5月に実施)
- 千曲市役所環境課の窓口

狂犬病予防注射

飼犬登録をしている方については、毎年3月下旬ごろに「狂犬病予防注射のご案内」のハガキを郵送しますので、市内各地の集合注射会場または動物病院でハガキを持参のうえ注射を受けてください。市外の動物病院で注射を受けた場合は、予防注射済票交付を行いますので千曲市役所環境課の窓口で申請を行ってください(集合注射会場および市内の動物病院で注射を受けた方は、その場で予防注射済票が交付されるため窓口での手続きは不要です)。狂犬病予防注射にかかる料金は3,600円です(注射料金3,050円、予防注射済票交付手数料550円)。

その他の届出

次のような場合は届出をしてください(ホームページから電子申請ができます)。

- 飼い犬が死亡したとき
- 飼い主の住所が市内で変わったとき
- 飼い犬の所有者が市内で変わったとき

犬・猫の引き取り

問 長野保健福祉事務所 ☎026-225-9065

犬や猫が飼えなくなったときや、新しい飼い主が見つからないときは、長野保健福祉事務所(長野市岡田)にご相談ください。

循環バスの運行

問 (循環バスに関すること)

生活安全課 内線(2251) / FAX 273-1924

市循環バスは、市内8路線で下記のとおり運行しています。詳しくは、千曲市総合交通マップ・時刻表をご覧ください。

- 運行日/月曜日~土曜日
- 運休日/日曜日・祝日・12月29日~翌年1月3日(大循環線の一部の便のみ日曜・祝日も運行しています)
- 運賃/1路線 大人200円、65歳以上の市民100円、小・中学生100円、小学生未満無料
ただし、65歳以上の方および障がいのある方などは割引乗車券(無料乗車券)の交付を受けてください。

千曲市総合交通マップ・時刻表について

総合交通マップ・時刻表には、循環バスの時刻表のほかに、しなの鉄道・JR・北陸新幹線の列車時刻表など千曲市の公共交通に関する情報を掲載してあります。これらの情報を活用していただき、市循環バスをはじめとした公共交通のより一層のご利用をお願いいたします。

市営住宅

問 建設課 内線(3211) / FAX 026-273-1517

住宅に困窮する低額所得者を対象に整備された公共のための住宅です。入居者の募集は毎年度8月と2月に行い、市報などでお知らせします。

名称	所在地	戸数
寂蒔団地 ※現在募集停止	寂蒔625	24棟 95戸
寂蒔団地1号棟	寂蒔625	1棟 12戸
鋳物師屋団地	鋳物師屋733-1ほか	10棟 20戸
埴生団地	小島3075-1ほか	3棟 31戸
屋代団地	屋代937-1ほか	5棟 36戸
屋代南団地 ※現在募集停止	屋代431-1ほか	6棟 29戸
志川団地	八幡2304ほか	20棟 89戸
薬師堂団地	上山田76	1棟 20戸

県営住宅

問 長野県住宅供給公社住宅管理部
☎026-227-2322

募集時期、入居資格など詳しくは、長野県住宅供給公社へお問い合わせください。

市営駐輪場

問 屋代駅前駐輪場 ☎273-4396
屋代高校前駐輪場 ☎274-3166
戸倉駅前駐輪場 ☎276-6670
千曲駅前駐輪場 ☎274-3722

令和元年10月1日より、市営駐輪場(屋代駅前駐輪場、屋代高校前駐輪場、戸倉駅前駐輪場)の使用料が無料化となりました(千曲駅前駐輪場も引き続き無料です)。なお、駐輪場をご利用される際に申し込みの必要はありません。

多くの方が使う施設ですので、大切に利用していただきますようご協力をお願いします。

千曲駅前駐輪場、その他全般については生活安全課にお問い合わせください。

市営駐車場

問 屋代駅前駐車場 ☎273-4396
屋代高校前駐車場 ☎274-3166
戸倉駅前駐車場 ☎276-6670
千曲駅前駐車場 ☎274-3722

しなの鉄道の屋代駅、屋代高校前駅、千曲駅および戸倉駅に市営の有料駐車場が整備されています。定期利用を希望する方は、希望する駐車場に空きがあるかを連絡して確認の上、申し込んでください。申し込みの際は、使用料が必要です。なお、屋代高校前駅、千曲駅および戸倉駅前駐車場は、一時利用もできます(屋代駅前定期利用のみです)。

その他全般については、生活安全課にお問い合わせください。

▶ 屋代駅前第1・第2駐車場

区分	使用料
定期区分	1月につき 6,500円

▶ 屋代高校前第1・第2・第3駐車場

区分	使用料	
一時利用	30分以内	無料
	30分を超え2時間以内	100円
	2時間を超え24時間以内	500円
	24時間を超える場合	500円に24時間を超える24時間(24時間未満のときは24時間とする)につき500円を加算した額
定期利用	1月につき 5,200円	

▶ 千曲駅駐輪場・戸倉駅前第1、第2駐車場

区分	使用料	
一時利用	30分以内	無料
	30分を超え2時間以内	100円
	2時間を超え24時間以内	500円
	24時間を超える場合	500円に24時間を超える24時間(24時間未満のときは24時間とする)につき500円を加算した額
定期利用	1月につき 6,500円	

> 消費生活

問 千曲市消費生活センター(生活安全課内)
☎274-0820

消費生活の相談・苦情は

商品やサービスについての疑問、訪問販売・電話勧誘販売のトラブルや身に覚えがない請求、借金の返済などの問題についての相談を受け付けています。個人の秘密は堅く守りますので、「こんなことで相談など……」とあきらめないうで、電話または消費生活センターまで、お気軽にご相談ください。なお、長野県北信消費生活センターでも相談を受け付けています(☎026-217-0009)。

クーリングオフ制度

消費者が契約しても、後で冷静になって考え直し「契約をやめたい」と思ったら、一定期間内であれば、理由を問わず一方的に契約を解除できる制度が「クーリング・オフ」です。

訪問販売や街で声を掛けられて契約してしまった場合、電話による勧誘を断り切れなかった場合などに適用されますが、店舗に出向いて購入した品物には適用にならないなど一定の規定がありますので、お困りの場合には消費生活センターに早めにご相談ください。

▶ 人権・男女共同参画

市では、一人ひとりの個性や多様性を尊重し、すべての人が互いに認め合い、支え合いながら共に生きる「人権尊重社会」「男女共同参画社会」の実現を目指しています。

人権教育・啓発の推進

私たちの周りには様々な人権問題が存在しています。

- 同和問題 ● 障がい者 ● 子ども ● 女性
- 高齢者 ● 外国人
- HIV感染者、ハンセン病元患者など
- アイヌの人々 ● 刑を終えて出所した人
- 犯罪被害者など ● インターネットによる人権侵害
- その他(LGBTQ+など)

命の大切さや人に対する思いやり、正しい人権感覚が培えるよう、あらゆる機会を通じて人権教育・啓発活動を進めています。

▶ ふれあいセミナー・フェスティバル

年数回、様々な人権をテーマとしたセミナー等を開催しています。

▶ 市民集会

年1回、「差別のない明るいまちづくり」を市民ぐるみで目指すためのイベントを開催しています。

▶ 日本語教室

毎月第2・第4日曜日に、外国籍市民を対象とした日本語教室を開催しています。

▶ 人権啓発DVDの貸出

様々な人権に関する啓発DVDを無料で貸し出しています。地区の集まりや企業等の研修などにご活用ください。

▶ 人権教育指導員の派遣

人権をテーマとした講演を行う職員を、地域・企業・団体へ無料で派遣しています。お気軽にご相談ください。

▶ 地区人権教育研修会の支援

各地区で開催される人権教育研修会の、支援等を行っています。

千曲市人権ふれあいセンター

問 千曲市人権ふれあいセンター(旧更埴庁舎北隣)
☎273-3693

人権啓発と社会福祉の向上を図るためのコミュニティ施設です。各種人権相談業務や人権啓発事業などを行っています。また、市民交流・学習の場として、センター内各室は、どなたでも利用できますので、研修や会議、サークル活動、趣味の会などで、お気軽にご活用ください。なお、利用には予約が必要です。

- 利用時間 午前8時30分～午後9時
- 使用料

区分	午前8時30分～正午	正午～17時	17時～21時
会議室(集会場)	1,000円	1,000円	2,050円
相談室(教養娯楽室)	500円	500円	1,000円
調理室(生活改善室)	500円	500円	1,000円

※減免制度もありますので、ご相談ください。

男女共同参画の推進

誰もが性別にかかわらず、自らの意思であらゆる分野に参画し、その個性と能力が発揮できる環境づくりが重要です。

市では、セミナーの開催や補助金の交付、相談事業などを通じ、男女共同参画の推進に努めています。

▶ 男女共同参画セミナー

年数回、男女共同参画社会のリーダーを育成し、スキルアップを図るために、セミナーを開催しています。

▶ 男女共同参画社会づくり補助金

積極的に男女共同参画に関わる学習を行う市内で活動する団体や個人に対して、研修会に係る経費や研修会開催費へ補助金を交付します。

戸倉上山田温泉

温泉の歴史

豊かな自然を背景に、美しく流れる千曲川。そのほとりに広がる戸倉上山田温泉は、古くから多くの人々に愛されてきました。

千曲川の河原から湯が湧き出すことは古くから知られていましたが、千曲川は大洪水を繰り返す川であったため、温泉の利用は長いこと不可能でした。明治26年、戸倉で酒造業を営む坂井量之助が私財を投げうって千曲川河畔の温泉掘削に成功しました(戸倉温泉の開湯)。

その後、洪水で旅館などすべてを流失しましたが、大正5年に再び千曲川西岸で開湯しました。隣接する上山田村でも河原を調査すると、多数の亀が群がっている水辺を見つけ、水が温かい事を発見しボーリングした結果、熱泉が噴出。

この亀にちなみ「亀の湯」と命名し、明治36年開湯されました。昭和に入ってから別の源泉も発見され、堤防や永久橋もでき、交通の便の良い温泉街として発展してきました。

戸倉上山田温泉 いで湯の効能

戸倉上山田温泉のいで湯には、さまざまな効能があり、美肌を作ることで知られています。また、温泉療養指導士による入浴指導も行っています。旅館・ホテルの内湯のほか7か所の外湯もあり、温泉気分を存分に楽しめます。

- 泉質／単純硫黄泉、単純硫化水素泉
- 効能／神経痛、リウマチ、肩こり、腰痛、脚気、痛風、皮膚病(にきび、湿疹、しもやけ)、外傷、火傷、気管支炎、不妊症、貧血、痔、高血圧、糖尿病など

観光・宿泊に関する問い合わせ

信州千曲観光局／上山田温泉2-12-10

☎026-261-0300

観光課／内線(3291)

生涯学習・市民交流・文化

公民館

問 各公民館

生涯学習の場である公民館は、年間を通じて誰でも気軽に参加でき、教養を高め健康で明るい生活に役立つような、学級、講座、スポーツ大会などを開設しています。また、教養グループ、趣味サークルが自主的に活動しています。詳しい内容、日程などについては、各公民館にお問い合わせください。

公民館	住所	電話
屋代公民館	屋代2184-3	272-0234
埴生公民館	桜堂570	272-0055
稲荷山公民館	稲荷山2131-2	272-1009
八幡公民館	八幡3311	272-1076
戸倉公民館	戸倉2305-1	275-1490
上山田公民館	上山田温泉3-1-1	276-5842

公民館分館建設事業補助金制度

問 生涯学習課 内線(4114) / FAX 273-8787

公民館分館を建設・修繕するなどの建設事業に対し補助金制度があります。事業着手前にご相談ください。

生涯学習人材バンク・出前講座

問 生涯学習課 内線(4114) / FAX 273-8787

生涯学習人材バンクではさまざまな技術や知識を有する人やグループを、人や地域の学習活動に指導者として活かしていただくために情報提供しています。また、生涯学習人材バンクに登録してくれる人を募集しています。出前講座では市の事業内容や行政の仕組み・各種制度の説明など職員が直接出向いてお話しします。

原体験の森宿泊研修施設(大池自然の家)

問 原体験の森宿泊研修施設(大池自然の家)
☎273-4155(12月~3月は生涯学習課へ)

原体験の森宿泊研修施設(大池自然の家)は、青少年の健全育成・生涯学習の中心的な施設として、青少年育成団体の活動、企業の研修の場としての活用や家族の宿泊などに利用できます。開館期間は4月~11月、休館日は7月・8月を除いた月曜日(月曜日が祝日の場合は次の平日)です。

●料金表

日帰り	団体別 (3時間あたり)	研修室 1,500円	多目的ホール 1,500円	炊事場 1炉あたり 450円
宿泊	対象者別 (1人1泊あたり)	一般 750円	中学生以下 300円	乳幼児 無料

※宿泊者の研修室、多目的ホール、炊事場の使用料は無料です。

※シーツクリーニング、暖房費は実費徴収。詳細はお問い合わせください。

坊城平いこいの森

問 生涯学習課 内線(4114) / FAX 273-8787

坊城平いこいの森は、市民の健康増進やレクリエーションなどに利用できます。

●利用できる施設/トイレ、多目的広場、炊事場、東屋
※キャビンは現在利用できません。

市立図書館

問 更埴図書館 ☎273-2989
更埴西図書館 ☎273-8060
戸倉図書館 ☎276-7001
上山田公民館図書室 ☎276-5842

市民の皆さんに楽しんでいただく本や、課題を解決したり、生活に役立つための資料など情報をたくさん備えて図書館サービスをしています。また、自宅近くで簡単に借りられる移動図書館の運行や各児童センター・児童館などに「市民文庫」を開設しています。図書館システムのオンライン化により、蔵書について自宅からインターネットで検索や予約をすることができます。また、講座やおはなし会なども開催しています。

●開館時間/午前9時30分~午後6時(上山田公民館図書室は午前8時30分~午後5時)

●休館日/①月曜日、②国民の祝日の翌日、③12月28日~翌年1月3日、④毎月の図書整理日、⑤特別図書整理期間(上山田公民館図書室のみ①土曜日、②日曜日、③国民の祝日、④12月28日~翌年1月3日)

市民交流センター「てとて」

問 市民交流センター ☎273-8000

市民交流センターでは、勉強や打合せなどに利用できるスペース貸しや、市民の皆さんが楽しんだり、学んだりするためのイベントや学習会の企画・開催のほか、市民活動や情報発信の相談サポートなどを行っています。

●開館時間/午前9時~午後9時

●休館日/月曜日(月曜日が休日の場合は翌日)、12月29日~1月3日

文化芸術活動

問 文化課(信州の幸 あんずホール内)
☎273-1880 / FAX 273-1885

人生をより豊かに送るために、自由な時間をどう活用するかが重要です。さまざまな文化芸術活動に取り組み、自分の可能性を広げることもひとつの手段です。市内にある文化施設は、さまざまな文化芸術団体の拠点施設となっています。また、あなたの希望にそった各種団体を紹介する窓口もつとめます。新しい自分を発見するために、あなたもぜひ扉をたたいてみませんか?

信州の幸 あんずホール(更埴文化会館)・戸倉創造館・上山田文化会館

問 信州の幸 あんずホール(更埴文化会館)

☎273-1880

戸倉創造館

☎275-6700

上山田文化会館

☎275-0500

会館では、子どもからお年寄りまで、多くの市民に楽しんでいただけるよう、鑑賞型事業をはじめ、市民参加型など各種文化事業を開催または支援などしています。詳しくは、隔月発行の「催しもの案内」に掲載していますのでご覧ください。また、ホールや会議室をはじめ、付属設備などの利用につきましては、お問い合わせください。人気のあるコンサートなどの催し物の場合お早めにチケットをお買い求めください。



仕事・産業

商工業

問 産業振興課 内線(3301) / FAX 273-1921
 千曲商工会議所 ☎272-3223 / FAX 272-3633
 戸倉上山田商工会 ☎276-5651 / FAX 276-5652

中小企業融資制度

市内に事業所があり、創業者または営業実績1年以上の中小企業者に資金の融資をしていきます。この制度は、市内の中小企業者の育成・振興を図ることを目的に、市が金融機関に預託した一定額を原資として融資する制度で、運転資金や設備資金があります。

資金一覧

信用保証にともなう保証料は市が一部または全額補助します。

- 一般事業資金
- 特別小口資金
- 創業支援資金
- 企業立地資金
- 災害対策・公害防止資金
- 魅力ある店づくり資金
- 空き店舗対策資金
- 経営安定資金
- 原油・原材料高対策資金
- 設備投資特別資金

条例に基づく助成事業

市内の中小企業者および中小企業団体などに、商工業者の育成・従業員の福祉向上・雇用の安定および企業立地の促進を図るために必要な助成をします。

主な事業

- 共同施設整備事業
- 商店街空き店舗等活用事業
- 商業活動強化事業
- 工場等用地取得(貸借)事業
- 工場等設置事業
- 空き建物活用事業
- 販路開拓支援事業
- ホームページ作成支援事業

勤労者

問 産業振興課 内線(3301) / FAX 273-1921

公共職業安定所

問 ハローワーク篠ノ井 ☎293-8609
 千曲市ふるさとハローワーク ☎261-3609

求人・求職の申し込み、常用・日雇い・パートタイムなどの職業紹介や、職業訓練校へのあっせん、失業保険給付に関する相談に応じています。

中小企業退職金・特定退職金共済制度

この制度は、退職金制度を持つことが困難な中小企業に、国の援助などで大企業と同じような退職金を支払うことができるようにし、中小企業の振興と、従業員の福祉と雇用の安定を図ることを目的としています。この制度を促進するため、市では加入企業の掛け金の一部に対して補助金を交付します。

勤労者互助会制度

問 財更埴地域勤労者共済会 ☎0268-81-1234

この制度は、中小企業に働く方の福祉の向上と生活の安定のために作られた相互扶助制度で、共済会の給付事業や加入者の親睦を深める事業などを行っています。

- 加入できる方／千曲市・坂城町の事業所に勤務する中小企業の従業員と事業主の方。
- 入会金／1人100円(入会時のみ)
- 年会費／1人100円
- 会費／1人300円(月額)

勤労者生活資金融資制度

問 長野県労働金庫更埴支店 ☎273-2323

市内に居住する勤労者の生活の安定を図ることを目的に、長野県労働金庫と協調して資金を融資します。

- 対象者／勤労者互助会会員および組織労働者
- 融資期間／10年以内
- 融資限度額／300万円
- 融資対象／教育資金、生活資金、車資金、リフォーム資金

農業経営

問 農林課 内線(3282・3284) / FAX 273-1921
農業委員会 内線(3261・3263) / FAX 273-1921

農業制度資金による融資

問 農林課 内線(3282) / FAX 273-1921
農業農村支援センター ☎234-9592 / FAX 234-9513
JAながの等金融機関窓口(JAながの ちくまライ
フサポートセンター) ☎272-4139

農業は、自然条件に左右され、農産物価格も大きく変動します。また、経営規模が一般的に零細で、収益性が低く、信用力も脆弱です。さらに投資の回収期間も長期におよぶことから一般的な融資は受けにくいのが現状です。このことから、低利、長期償還に設定された農業制度資金が設けられています。また、農業制度資金による融資を受けた場合、県・市から利子補給補助金が受けられます。

市民農園の開設

問 農林課 内線(3281) / FAX 273-1921

農業者以外の方が野菜などを栽培し、自然にふれあう機会を得るために、「市民農園」を開設しております。申し込みは、市民農園に空きが出た場合、市報で募集のお知らせをします。

農地の転用について

問 農業委員会

自分の農地であっても、宅地など農地以外に転用、あるいは転用目的で売買・貸借などをするときは農地法の許可が必要です。許可を受けないで行った場合、法律上の効力がないため登記ができないばかりでなく、農地法違反として罰せられることもあります。農地を転用するときは、必ず事前に農業委員会へご相談ください。

農地の売買と貸借

問 農業委員会

農地を農地として所有権を移転したり、賃貸借並びに使用貸借権を設定するには農業委員会の許可が必要です。許可要件がありますので、事前に農業委員会へご相談ください。

農地の賃貸借の解除

問 農業委員会

農地の賃貸借権の解約をするときには県知事の許可を受けなければ解約することはできません。ただし、双方の合意による解約および10年以上の期間の定めのある賃貸借の場合に、当事者がその期間の満了の1年前から6か月前までに相手に対して賃貸借の更新をしない旨の通知をすると許可が不要となりますが、その場合には速やかに農業委員会に通知してください。

農地の有効利用

問 農業委員会

農地のあっせんに関する相談は、地区の農業委員・農地利用最適化推進委員、もしくは農地相談員が意向に基づいて相談をお受けします。また、農地相談会を随時開催していますので、ご利用ください。

農業者年金

問 農業委員会

▶ 加入要件

国民年金の第1号被保険者の方で、60歳未満の農業に年間60日以上従事する者。

60歳以上65歳未満で、国民年金の任意加入者の方で、農業に年間60日以上従事する者。

▶ 政策支援加入の要件

通常加入の要件に該当し、40歳未満の方で、次の4つの条件のうち、いずれかに該当する意欲ある担い手の方が対象です。ただし、必要経費など控除後の農業所得が900万円以下であることが必要です。

- ① 認定農業者または認定新規就農者で青色申告者
- ② 上記①の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者・後継者
- ③ 認定農業者か青色申告者のいずれかに該当する者で、3年以内に両方に該当する者になることを約束した者
- ④ 35歳未満の農業後継者で35歳まで(25歳未満の者は10年以内)に認定農業者で青色申告者となることを約束した者

▶ 保険料ほか

月額2万円を基本として、千円単位で6万7千円まで自由に選択でき、随時変更可能です。また、35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方は、1万円から通常加入できます。納めた保険料は全額社会保険料控除の対象です。年金は生涯受給でき、満80歳前に死亡した場合は、80歳までに受け取る予定の農業者老齢年金相当額が、死亡一時金として遺族に支給されます。